

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
藤枝市ホームヘルプサービス事業所運営規程  
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会が設置する藤枝市ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 サービスの実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。
- 3 サービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業者、指定一般相談事業者、指定障害者施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、居宅介護等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 藤枝市ホームヘルプサービス事業所
- (2) 所在地 静岡県藤枝市瀬戸新屋83番地の6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（他の職務と兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 常勤 2名以上

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

- ア) 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した書面、「居宅介護計画等」(提供するサービスが居宅介護にあっては「居宅介護計画」、(重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」、同行援護にあっては「同行援護計画書」を含むものとする。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明し交付する。
- イ) 居宅介護計画等の作成後において、居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画等の変更を行う。
- ウ) 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) サービス従業者 5名以上

サービス従業者の有資格者

介護福祉士

ホームヘルプ1級課程修了者

介護職員初任者研修及びホームヘルプ2級課程修了者

従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後6時までとする。

2 サービス提供にあたっては、第1項の(3)及び(4)に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

2 重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 障害児(18歳未満の身体障害者のみ)

3 同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 視覚障害を有する身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 視覚障害を有する障害児(18歳未満の身体障害者のみ)

(サービスの内容)

第7条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ア) 食事の介護
  - イ) 排せつの介護
  - ウ) 衣類着脱の介護
  - エ) 入浴の介護
  - オ) 身体の清拭、洗髪
  - カ) 通院介助
  - キ) その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助に関する内容
  - ア) 調理
  - イ) 衣類の洗濯、補修
  - ウ) 住居等の掃除、整理整頓
  - エ) 生活必需品の買い物
  - オ) 関係機関との連絡
  - カ) その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容
  - 入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助
- (5) 同行援護に関する内容
  - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
  - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
  - ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
  - (2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 サービスを提供した際には、利用者等からサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等からサービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現にサービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超える時は、当該現にサービスに要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。
- 3 利用予定日の当日にサービスの提供をキャンセルした場合は次の額を徴収する。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要とする。
  - (1) 1回当たり 700円
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サー

ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は同令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、藤枝市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 提供したサービスに関する利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町が、法第11条第2項の規定により静岡県知事が、また、法第48条第1項の規定により静岡県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市町、又は静岡県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町、又は静岡県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### (個人情報の保護)

第13条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

#### (虐待防止のための措置に関する事項)

##### 第14条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、担当者の選定、指針を整備し、職員に周知するとともに、研修を定期的に実施する。
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 苦情解決体制の整備
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所サービス従業者等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

#### (身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会を設置、指針を整備し、職員に周知するとともに研修を継続的に実施する。

#### (感染症予防の取り組み)

第16条 事業所において感染症の予防及びまん延防止のため 委員会の設置、指針の整備を行い、職員に周知するとともに研修を実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (ハラスメント対策の強化)

第18条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、サービスの利用について市町又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

2 「藤枝市ホームヘルプサービス事業所（指定居宅支援事業）運営規程」（平成15年4月1日施行）は、平成18年9月30日をもって廃止する。

3 この規程は、平成18年11月13日から施行する。

4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

6 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

8 「障害者自立支援法に基づく藤枝市ホームヘルプサービス事業所運営規定（行動援護）」（平成23年4月1日施行）は、平成24年9月30日をもって廃止する。

9 この規定は、平成24年10月1日から施行する。

10 「障害者自立支援法に基づく藤枝市ホームヘルプサービス事業所運営規程（居宅介護・重度訪問介護・同行援護及び行動援護）」（平成24年10月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

11 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

12 この規程は、平成25年12月20日から施行する。

13 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

14 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

15 この規程は、平成30年6月1日から施行する。

16 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

17 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

18 この規程は、令和7年4月1日から施行する。